

## 令和7年度ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業 業務委託公募要領

### 1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が行うケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業の実施に当たり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者に業務委託するために必要な事項を定めるものである。また、業務委託先の選定に当たっては、プロポーザル（企画提案方式）で実施する。

### 2 委託業務の名称

令和7年度ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業業務委託

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月18日（水）まで

### 4 委託契約限度額

4,490千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えたものは失格とする。

### 5 委託業務の内容

別紙1「令和7年度ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 6 応募資格

本事業に関する応募者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

なお、コンソーシアムで応募する場合、「次に掲げる要件を全て満たす」とは、(1)から(6)について、当該コンソーシアムを構成する全ての法人がその要件を満たすことをいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (6) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

## 7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、別紙2に定める評価基準により、ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業業務委託先選定委員会の委員が審査し、決定する。

## 8 事前説明会の開催

### (1) 開催日時

令和7年9月10日（水）午前10時から午前11時まで

### (2) 開催方法

WEB会議システムを利用したオンライン開催

### (3) その他

ア 参加希望者は、件名に「令和7年度ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業業務委託 事前説明会参加申込」、本文に法人所在地、法人名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記入したメールを、令和7年9月9日（火）正午までに介護保険課メールアドレス（kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp）宛て送付すること。

申込受付後、当日の資料等をメールにて送付する。

イ 説明会終了後に質問がある場合は、令和7年9月11日（木）午後4時までに様式5により電子メールで送信の上、その旨を電話で連絡すること。回答は説明会に参加した全ての者に電子メールで令和7年9月16日（火）までに伝達する。

## 9 応募方法等

### (1) スケジュール

令和7年9月2日（火）	公告
令和7年9月10日（水）	事前説明会の開催
令和7年9月18日（木）	参加表明書の提出期限
令和7年9月25日（木）	企画提案書の提出期限
令和7年10月1日（水）	プレゼンテーション
令和7年10月2日（木）	選定結果の通知

### (2) 企画提案の参加申込み

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書（様式2）（コンソーシアムの場合は委託業務コンソーシアム参加資格者誓約書（様式3）及び委任事項（様式3-2）も必要）並びに付属書類を令和7年9月18日（木）午後4時までに提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届（様式4）を令和7年9月22日（月）正午までに提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とすること。郵送の場合は、令和7年9月18日必着とする。

イ 提出先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課支援審査班  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

- (ア) 企画提案書の提出に当たっては、委託業務内容を十分に理解した上で作成すること。
- (イ) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。
- (ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成等

- a 企画提案書の構成は自由であること。
- b 企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で展開し、実施運営していくのかについて、図表等を用いてわかりやすく表現すること。
- c 企画提案書は、A4判を基本とすること。

(イ) 提出部数等

提出部数は5部とする。

(ウ) 留意事項等

- a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- d 提出された企画提案書は返却しない。  
また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(エ) その他

企画提案書作成及び提出、プレゼンテーション審査等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の提出方法等

ア 提出書類

企画提案書の提出書（様式5）、企画提案書（任意様式）、業務実績表（様式5-2）、見積書（任意様式）

※コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書（様式3-3）

（ただし、コンソーシアム協定書（様式3-3）は、委託契約締結時の提出でも構わない。その場合、提出書類提出時において、委託契約締結時に提出する旨を申し出る。）

(ア) 見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。

(イ) 業務実績表作成上の注意

過去5年以内に受託（実施）した都道府県若しくは市町等のケアプランデータ連携システム導入支援に係る業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

イ 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とすること。

ウ 提出期限 令和7年9月25日（木）正午まで（必着）

エ 提出先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課支援審査班  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階

## 10 審査

(1) 事前審査

企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面審査し、5者程度に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、令和7年9月29日（月）正午までに電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション

実施日：令和7年10月1日（水）

実施方法：WEB会議システムを利用したオンライン実施

※説明開始時刻等は参加表明者に別途通知する。

ア 1提案当たりのプレゼンテーションの時間は25分（説明15分、質疑10分）とする。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

(3) 審査

ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業企画提案選定委員会の委員が審査する。

## 11 選定方法

令和7年度ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業業務委託企画提案の評価基準（別紙2）による。

## 12 選定結果の伝達方法及び説明

(1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に文書により通知する。

(2) 説明は、電話又は来庁面会による。

### 13 その他

- (1) 契約手続に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約の締結は契約書による。
- (4) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、県に帰属する。
- (5) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

### 14 問合せ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課支援審査班  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階  
電話番号：054-221-3395  
FAX番号：054-221-2142  
e-mail：kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp